

安全対策

- ブロック塀等の安全対策
 - 窓ガラスや看板、建築物内のつり下げ天井等の落下防止対策
 - エレベーター等の安全対策
 - 家具の転倒防止対策
 - 耐震シェルター等の設置
 - 段階的耐震改修の促進
 - 木造住宅の除却の促進★
 - 地震による火災への安全対策
 - 住宅・建築物の敷地の安全対策
- ★：新規

建築物の耐震化促進方策

- 市が所有する建築物の耐震化
 - 集会所の耐震化
 - 特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断支援
 - 特定既存耐震不適格建築物等の耐震改修支援
 - 特定建築物耐震改修工事費補助事業★
 - 耐震改修の認定体制の整備
 - 特定既存耐震不適格建築物（民間）の指導等
- ★：新規

取り組みやすい環境の整備

- 耐震等関連事業補助金の代理受領の活用促進★
 - 低コスト耐震化工法の普及
 - 地域における耐震化の取り組みの促進
 - 公的機関による改修促進支援
 - 住宅の改修時の仮住居の提供
- ★：新規

- ・東海市は限定特定行政庁として、建築基準法第6条第1項第4号建築物*に該当する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、指導・助言を行います。
- ・上記以外の特定既存耐震不適格建築物については、県が指導・助言、指示、公表、勧告、命令を行い、東海市は県と連携し協力していきます。
- ※ 建築基準法第6条第1項第4号建築物 住宅等の一般用途の建築物で、
- ・木造2階建て以下で延べ床面積500㎡以下
 - ・木造以外の平屋建てで延べ床面積200㎡以下

4 計画達成に向けて

本市では本計画のもと、既存耐震不適格建築物のなかでも特に災害応急活動に必要な建築物の耐震化を優先的に促進してきました。また、住宅・建築物についても耐震化の進捗状況を各年度の補助実績や統計調査等の集計を参考に定期的に確認しながら促進を図ってきました。今後についても目標の達成状況及び耐震化の進捗状況の確認を行うため、令和7年（2025年）の中間時点で他の関連計画や統計調査等との照査を行い、必要に応じて適宜見直したうえで耐震化の促進を図ることとします。

＜お問合せ＞東海市 都市建設部 建築住宅課
〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地
TEL：052-603-2211(代) TEL：0562-33-1111(代)
メール：kenchiku@city.tokai.lg.jp

東海市建築物耐震改修促進計画 <概要版>

令和2年度（2020年度）一部改訂版

1 改訂の概要

<改訂の趣旨>

東海市建築物耐震改修促進計画は、平成19年度（2007年度）に平成27年度（2015年度）の住宅耐震化率90%を目標に策定し、その後、平成23年度（2011年度）に目標年度を令和2年度（2020年度）、住宅耐震化率を95%とした計画改訂を実施してきました。

その間に耐震診断や耐震改修を支援し、民間建築物の耐震化の促進に取り組んできましたが、近年において東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）をはじめとする大地震を受け、国や愛知県において耐震計画への減災の考えの反映や、耐震化支援施策の充実など、地震対策に関する環境が変化してきています。

そこで、前計画の目標年度を迎えたため、改めて耐震化の進捗状況の確認を行うとともに、愛知県の計画と整合を図りながら計画内容を修正し、本市の耐震化・減災化の指針として一部改訂を行いました。

<改訂のポイント>

前計画の計画期間及び目標数値は、令和2年度までに住宅の耐震化率を95%としていましたが、国の「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」において、住宅については、「令和7年（2025年）までに耐震化率95%、令和12年（2030年）までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消する」こと、建築物については、「令和7年（2025年）までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消する」ことが示され、愛知県においても計画期間、目標の見直しが行われたことを踏まえ、本市においても計画期間及び耐震化の目標を以下のとおり改訂します。

	目標年度	耐震化の目標
前計画	令和2年度	住宅の耐震化率 約95%
改訂計画	住宅 令和7年度	住宅の耐震化率 約 95%
	住宅 令和12年度	耐震性が不十分な住宅を 概ね解消
	建築物 令和7年度	耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を 概ね解消

2 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

国の方針の主旨を踏まえ、住宅について耐震化率の目標を定めます。また、建築物については国と同様、耐震診断義務付け対象建築物を対象とし、耐震化の目標を定めます。耐震診断義務付け対象建築物以外の建築物は、いつ発生するかわからない大規模な地震災害に対応し、早期に耐震化すべき建築物を設定し、優先順位をつけて耐震化を促進します。

住宅				目標
平成19年(2007年)	平成23年(2011年)	平成27年(2015年)	令和2年(2020年)	令和7年(2025年) 耐震化率 95%
耐震化率 77.0% (住宅戸数 42,040)	耐震化率 81.3% (住宅戸数 44,620)	耐震化率 86.2% (住宅戸数 48,340)	耐震化率 89.5% (住宅戸数 52,130)	令和12年(2030年) 耐震性が不十分な住宅を概ね解消

多数の者が利用する建築物				目標
平成19年(2007年)	平成23年(2011年)	平成27年(2015年)	令和2年(2020年)	令和7年(2025年)までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消
耐震化率 51.8% (棟数 490)	耐震化率 87.2% (棟数 446)	耐震化率 93.2% (棟数 453)	耐震化率 94.1% (棟数 443)	

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				目標
平成19年(2007年)	平成23年(2011年)	平成27年(2015年)	令和2年(2020年)	
耐震化率 33.3% (棟数 81)	耐震化率 45.3% (棟数 86)	耐震化率 47.2% (棟数 89)	耐震化率 62.1% (棟数 87)	

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物				目標
平成19年(2007年)	平成23年(2011年)	平成27年(2015年)	令和2年(2020年)	
耐震性のない建築物 245棟	耐震性のない建築物 203棟	耐震性のない建築物 71棟	耐震性のない建築物 64棟	

耐震診断義務付け対象建築物	
令和2年(2020年)	要緊急安全確認大規模建築物 11棟 (11棟のうち10棟は耐震性が確保されており、残り1棟は令和9年度(2027年度)までに耐震改修工事完了予定)
	要安全確認計画記載建築物 1棟 (前面道路(国道155号)の拡幅により滅失予定)

3 耐震化を促進するための主な方策

目標を達成するため、以下のような方策により耐震化を促進します。

重点的に耐震化を進める区域の設定

- 東海・東南海地震連動の予想震度による建物全壊率^{※1}2%以上の7地区のうち、特に建物倒壊が多く予測された2地区を重点区域として設定するとともに、「東海市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム^{※2}」を定め、戸別訪問やダイレクトメールを行うなど耐震化への普及・啓発活動を計画的に実施します。
- 通行障害既存耐震不適格建築物^{※3}や大規模地震発生時に液状化被害が懸念される、臨海部の埋立区域及び、大規模地震発生時に家屋の倒壊を起因として発生する火災の延焼拡大や避難経路の閉塞等が懸念される、狭あい道路で囲まれた既成市街地の区域に対しても、優先的に普及・啓発活動を図ります。
 - ※1 「東海・東南海地震連動」が起きたことを想定し、その予測震度と市内住宅・建築物現況(平成19年1月現在)を解析(解析方法は、内閣府が示す地震防災マップ作成技術資料(平成17年3月を参考とした))
 - ※2 耐震化の目標達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、住民への周知・普及等の充実を図るために策定されたもの
 - ※3 法第14条第3号に規定する地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物

普及・啓発、情報提供

- ホームページ、広報紙、ダイレクトメール等による広報活動
- 関連技術者等の資質の向上
- 耐震診断・耐震改修・減災化対策の相談窓口の充実
- 地震防災マップを活用した情報提供
- 新耐震以前の木造住宅所有者に対するアンケートを実施
- 生涯学習の一環である「平洲出前講座」における防災関連講座の充実
- 耐震診断・耐震改修のPR及び申し込みを促す「耐震診断ローラー作戦」を実施
- 各団体と連携した啓発活動
- 各種耐震化等支援事業の周知・啓発及び利用促進

支援制度

- 木造住宅耐震診断事業・木造住宅耐震改修工事費補助事業
- 非木造住宅耐震診断事業費補助事業・非木造住宅耐震改修工事費補助事業
- 耐震改修した住宅に係る耐震改修促進税制(所得税の特別控除、固定資産税の減額措置等)
- 関連する支援制度
 - ・家具転倒防止対策補助事業
 - ・防災ベッド貸出制度★
 - ・ブロック塀等撤去費補助事業★
 - ・耐震シェルター等整備費補助事業
 - ・木造住宅除却工事費補助事業★
 - ・生垣等緑化補助事業

★：新規